

廃棄物処理を通じた 限りない再資源化への挑戦

タケエイ会長

三本 守
みつもと まもる



日本における廃棄物処理は、一九七〇年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を核とする法整備・規制強化と共に歩んできた。当社は、一九六八年に廃棄物の収集・運搬に特化したサービスを開始した。

安心と安全を提供する 一貫処理体制の構築

法規制の強化と急増する扱い量に対応するため自社で最終処分場を運営するだけでなく、法律にのっとった適正処理とリサイクルのために、中間処理工場を建設した。最近では、こうした「収集運搬→中間処理・

リサイクル→最終処分」までの一貫処理体制に加え、排出前の成分分析や排出現場での分別支援コンサルティングなど、さまざまな排出者ニーズに込えている。

現在、建設混合廃棄物の中間処理を主に、行なう川崎と四街道（千葉県）の各リサイクルセンターおよび子会社のリサイクル・ピア東京エコタウン工場、これら三方所の主力工場で受け入れる廃棄物は年間約六〇万tとなっている。総投資額はリサイクル・ピア（二〇〇五年完成）七〇億円、川崎リサイクルセンター（二〇〇六年完成）六五億円と、かなり大規模な投資となった。これは、増加する受け入れ量に対応し、かつ、

より厳格に分別・リサイクルを目指した結果であり、リサイクル率は飛躍的に向上した。

受け入れた混合廃棄物は、振動・風力などの各種ふるい機や破碎・切断等の機械処理と、人手による選別などで、さまざまな処理ラインを組み合わせることで、徹底的に分別がなされ、現状では八〇〜九〇%までリサイクルしている。

首都圏における再開発需要の増大に対応して、二〇一〇年には地中埋設廃棄物の専用処理施設を設置した。ここで蓄えられたノウハウは、東日本大震災で大量発生した津波堆積物（水分の多い土砂）を大量に含む



川崎リサイクルセンター

災害廃棄物の処理にも役立つている。このように、法規制への対応や、適正処理・リサイクルを推進していくことで、装置産業化の必要性が高まるとともに、巨額な設備投資を要する産業となってきた。

入口と出口の安定的確保により リサイクル・ループを確立

リサイクル事業を推進するためには、「入口」と「出口」をいかに安定かつ継続して確保できるかがポイントとなる。

まず、「入口」では、安定量の確保が重要である。リサイクル品を原材料としてユーザーが利用するためには、一定のボリュームで、かつ安定的な供給が必要である。そこで、一社の集荷能力だけでは不十分でも、同業社が協業・連携・ネットワーク

化し、廃棄物や資源化物を集約化することによって、十分な量を確保することができると。当社では、同業十数社と連携し、商社機能・ストックヤード機能を担う新会社を設立し、安定的にバイオマス発電原料を市原グリーン電力(千葉県市原市、三井造船グループ)に供給する協業スキームをつくり上げた。また、現在、埋め立て処分されている廃プラスチックの熱源利用についても、このスキームを応用し、事業化を目指している。

そして、「出口」では、安定した品質と量を、いかに市場に受け入れられる価格で供給できるかが、課題となる。しかし、供給側だけががんばってもリサイクル・ループとはならない。ユーザー側が用途を確立して、リサイクル品は初めて循環する。そのためには、異業種、例えば加工技術や生産技術を持つ産業など、利用先との協業スキーム構築が不可欠だ。例えば、廃石こうボードのリサイクルを目的に設立された当社のグループ会社のギプロやグリーンアローズホールディングスは、石こう粉の大口需要家である吉野石膏なしには事業化できなかった。石こうボードメーカー、そのユ

ーザーである建設会社、廃棄物となった石こうボードを再資源化して素材に戻すリサイクル企業、この三者がスクラムを組んで、安定したビジネスモデルを構築している。さらなる資源循環を進めるためには、とりわけ出口側での需要が要となる。メーカー、ユーザーの方々には、再資源化品の積極的な利用をぜひお願いしたい。

前述のバイオマス発電は、新エネルギーの利用促進を目指し制定(二〇〇二年)された新エネルギー等電気利用法によって一気に普及が進んだ。これと同様に、リサイクル品の利用促進を図るような法制度・優遇措置の導入や、廃棄物を大量に集荷するための広域処理に対する規制緩和などの政策的援助、設備投資負担の軽減や先進的な技術導入のための財政補助など、行政による、より一層の支援も期待したい。

当社は、多様化する廃棄物処理ニーズを取り込みながら、ソリューションの提供により、限らない再資源化に挑む「総合環境企業」を目指している。今後とも、企業理念でもある「資源循環型社会へ貢献」を実践していきたい。